

秋田県告示第220号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定するので、第7条第4項及び第9条第4項の規定に基づき、公示する。

平成27年5月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
船沢	横手市大森町上溝字杉平（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
折橋沢	横手市雄物川町大沢字岩瀬及び折橋沢（次の図のとおり）	土石流	
北金峰上沢	横手市雄物川町大沢字岩ノ沢、大持沢、上法寺及び長持（次の図のとおり）	土石流	
北野沢	横手市雄物川町大沢字北野（次の図のとおり）	土石流	
北上法寺沢	横手市雄物川町大沢字岩瀬、折橋沢及び上法寺（次の図のとおり）	土石流	
上法寺沢	横手市雄物川町大沢字岩瀬及び折橋沢（次の図のとおり）	土石流	
ハアカ坂沢	横手市雄物川町今宿字ハアカ坂（次の図のとおり）	土石流	
水神沢	横手市大森町上溝字極楽寺（次の図のとおり）	土石流	
山田沢	横手市大森町上溝字山田（次の図のとおり）	土石流	
横沢	横手市大森町上溝字堂田及び横沢（次の図のとおり）	土石流	
北横沢	横手市大森町上溝字堂田（次の図のとおり）	土石流	
岩清水	横手市大森町上溝字岩清水、岩瀬及び小詰沢（次の図のとおり）	土石流	

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県建設部河川砂防課、関係地域振興局建設部及び関係市に備えて縦覧に供する。